



かがちょう 赤い靴通信 No. 8-8

加賀町警察署
生活安全課
スクールサポーター
令和8年7月

20歳未満 たばこ・お酒 ダメ！絶対！

《 たばこやお酒はなぜいけないの 》

たばこやお酒は成長期にある20歳未満の人の身体に大変悪い影響があるからです。

20歳未満の人は成人に比べ短期間にアルコール依存症になったり、急性アルコール中毒になりやすく、またアルコールの影響で脳の働きが悪くなったり、考える力や判断力が低下します。

20歳未満の人の喫煙も、身体に悪い影響を及ぼします。たばこの煙には有害物質が含まれており、ガンなどの病気にかかる確率が高くなるばかりでなく、脳や身体の活動を低下させ、勉強やスポーツにも悪い影響があります。

飲酒や喫煙による悪い影響は、飲酒や喫煙を始める年齢が早いほど大きくなるといわれています。

法律で禁止されている飲酒や喫煙を繰り返すうちに、悪いことをしている気持ちが弱くなり、非行グループに引き込まれたり、大麻や覚せい剤などの薬物乱用に発展したりします。



～ ルールを守る強い心を持ちましょう ～

《 保護者の皆さんへ 》

子供の喫煙、飲酒が体に及ぼす害や、喫煙、飲酒が非行の入り口になったり、事件事故の引き金になる場合があります。

日頃から家族で話し合い、子供の喫煙や飲酒の未然防止に努めるとともに、たばこや酒類の買い物を子供に頼まないようにしてください。

《 事業者の皆様へ 》

20歳未満の人にたばこ又は酒類を販売又は提供すると、50万円以下の罰金が科される場合があります。

風俗営業の店で、20歳未満の人に酒類又はたばこを販売又は提供すると1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又はこの両方が科せられる場合があります。

酒類又はたばこを販売又は提供する場合は、20歳未満と思われる人に対しては、運転免許証などにより年齢確認の徹底をお願いします。



年令確認の徹底

各種相談、照会、ご意見ご要望は、**加賀町警察署 045(641)0110**
緊急性のある事件事故は、**110番通報** をご利用下さい。